

令和3年2月市議会 建設水道委員会資料

第49号議案 市道路線の認定について

目次

1 路線名一覧表	1 ページ
2 市道路線認定位置図	2 ページ
3 位置図、起終点写真等	3～15 ページ
4 道路法及び道路法施行規則(抜粋)	16 ページ

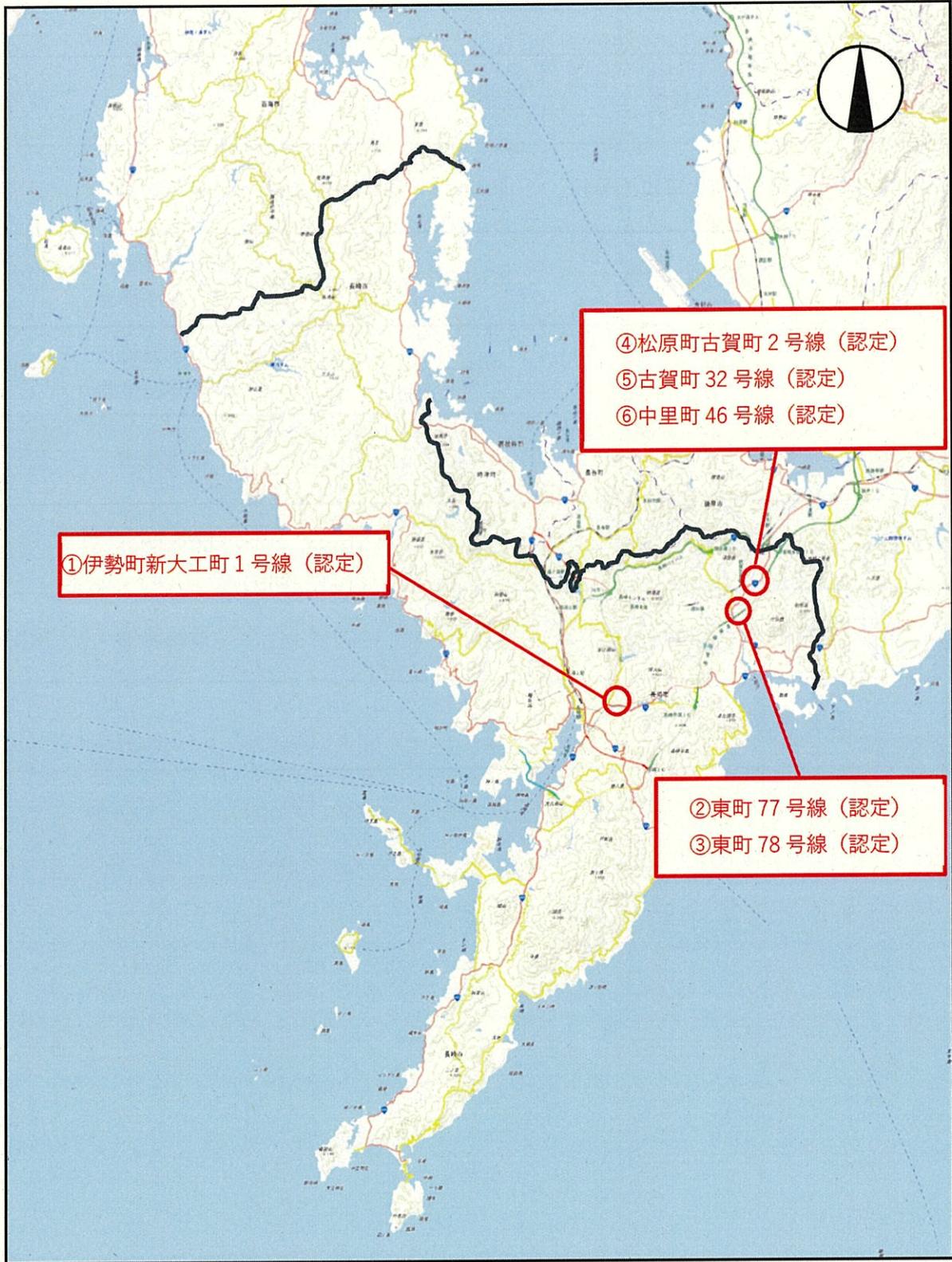
土木部

令和3年2月

1 路線名一覧表

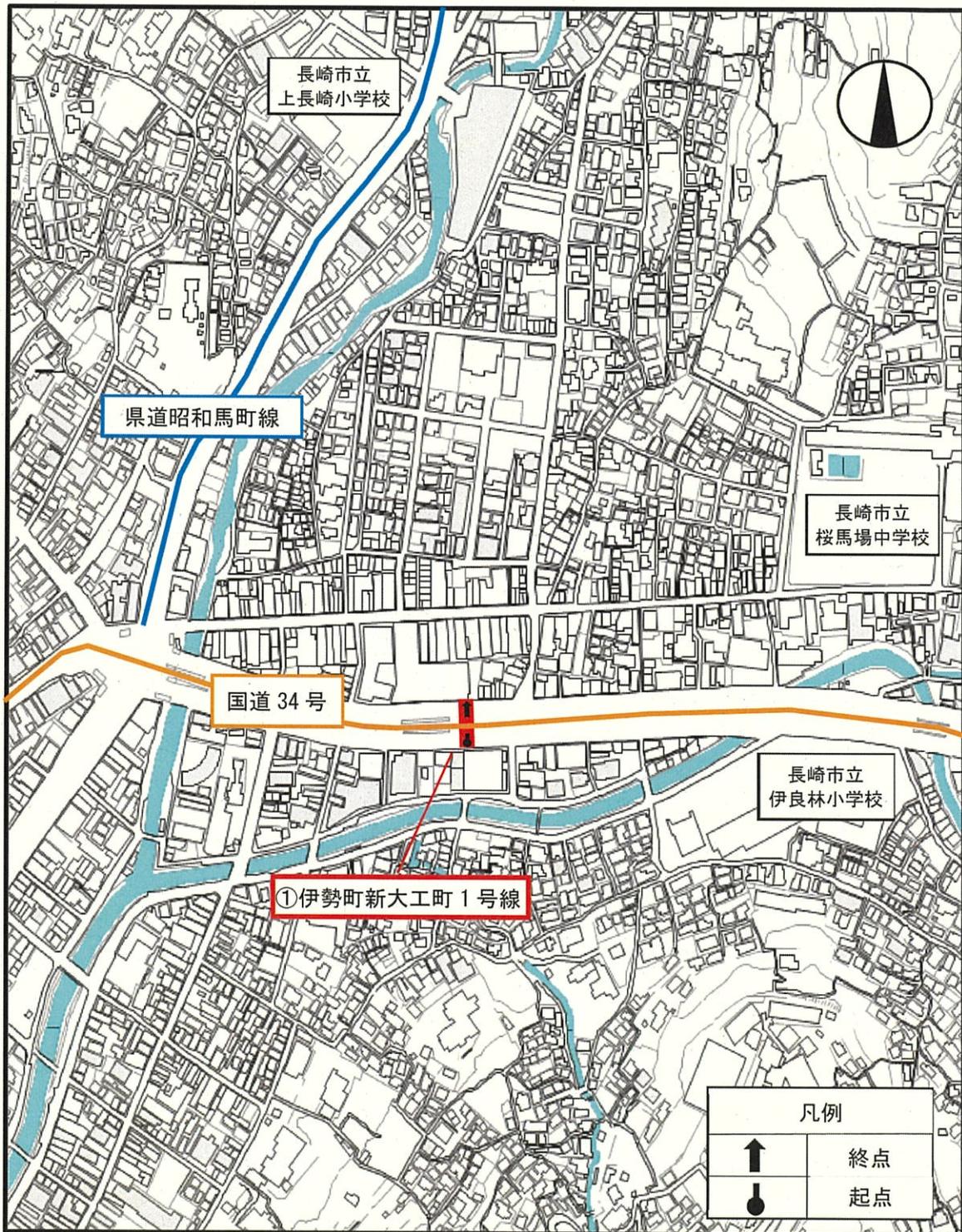
図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	伊勢町新大工町1号線	40.0m	1.5m~3.0m	道路整備	認定
②	東町77号線	157.3m	4.0m~6.0m	新幹線整備に伴う道路整備	認定
③	東町78号線	70.0m	6.0m	新幹線整備に伴う道路整備	認定
④	松原町古賀町2号線	127.0m	15.0m	道路整備	認定
⑤	古賀町32号線	93.0m	15.0m	道路整備	認定
⑥	中里町46号線	73.0m	5.0m	道路整備	認定
認定路線 計6路線		560.3m			

2 市道路線認定位置図



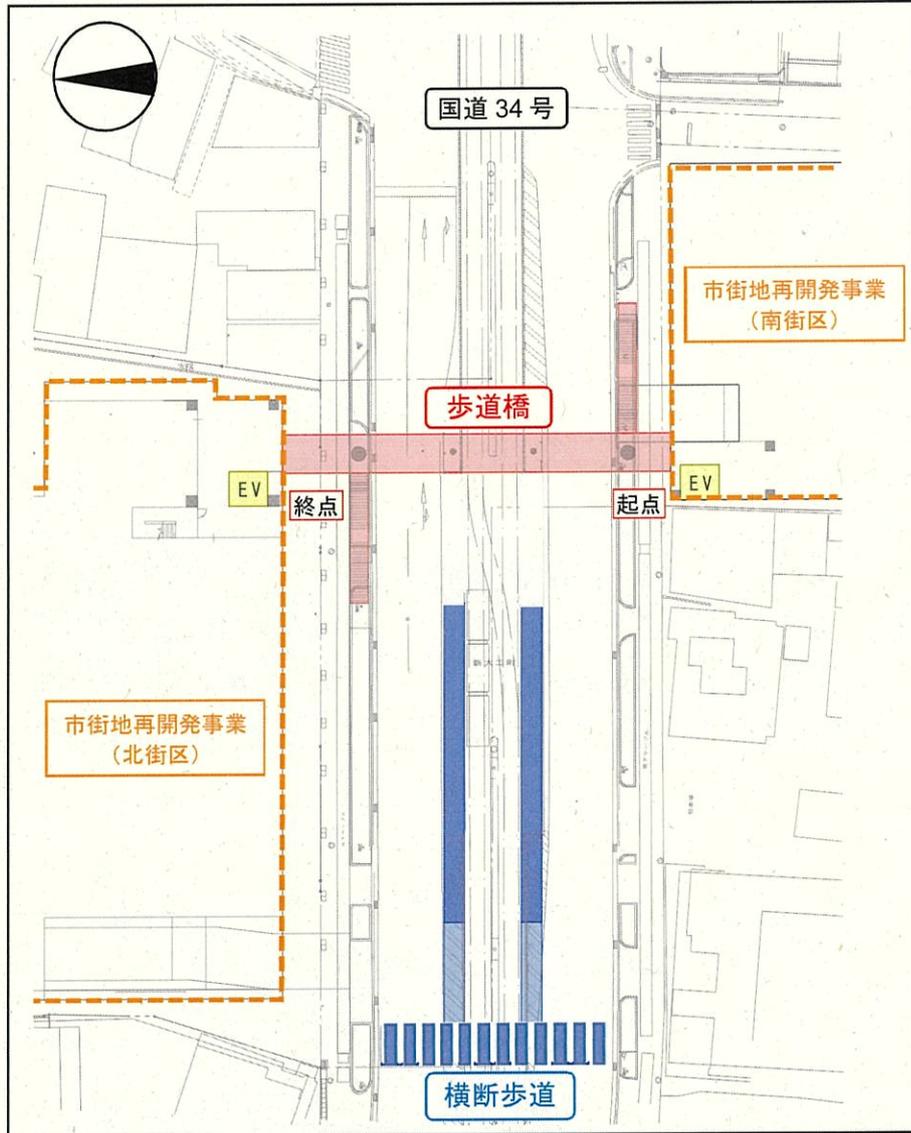
3 位置図、起終点写真等

①伊勢町新大工町1号線

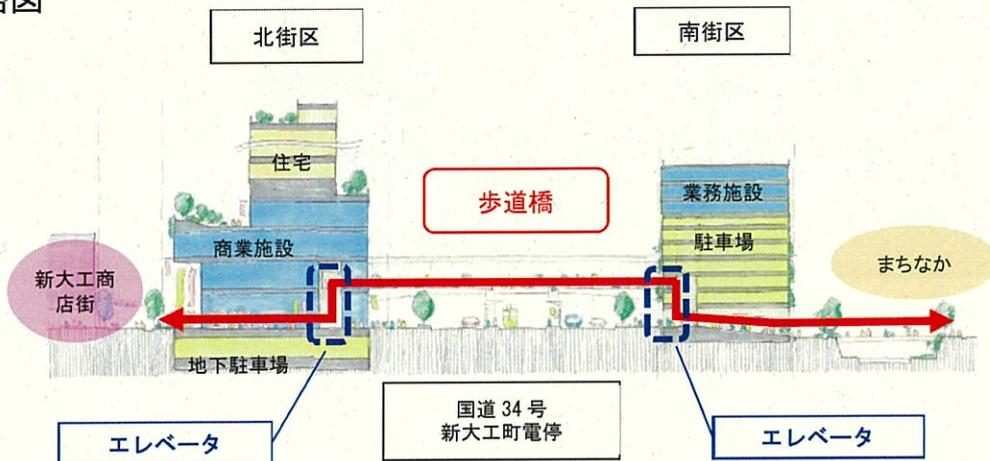


①伊勢町新大工町1号線（新大工歩道橋）

○平面図



○概略図

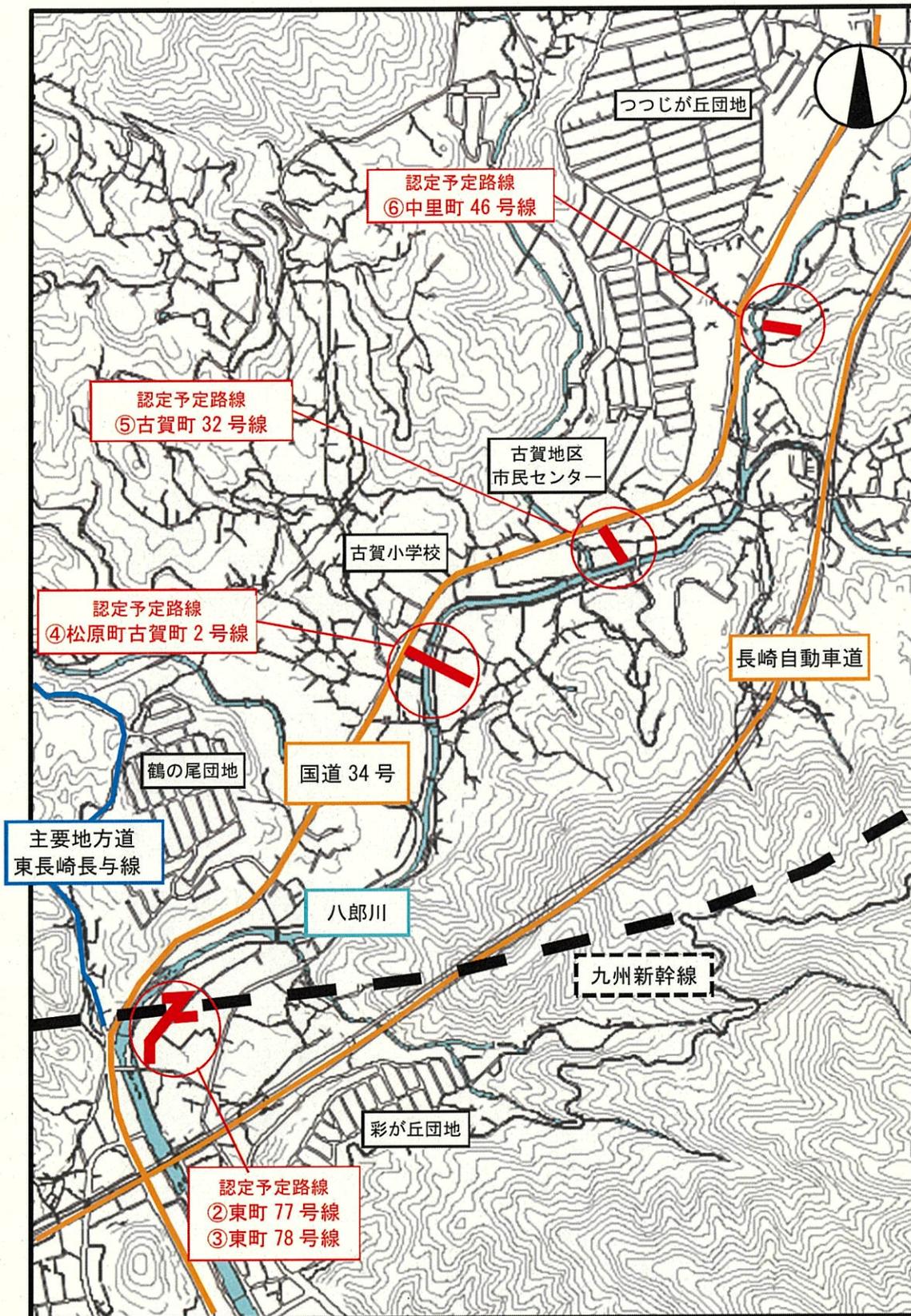


①伊勢町新大工町1号線（現況写真） 道路延長 40.0m

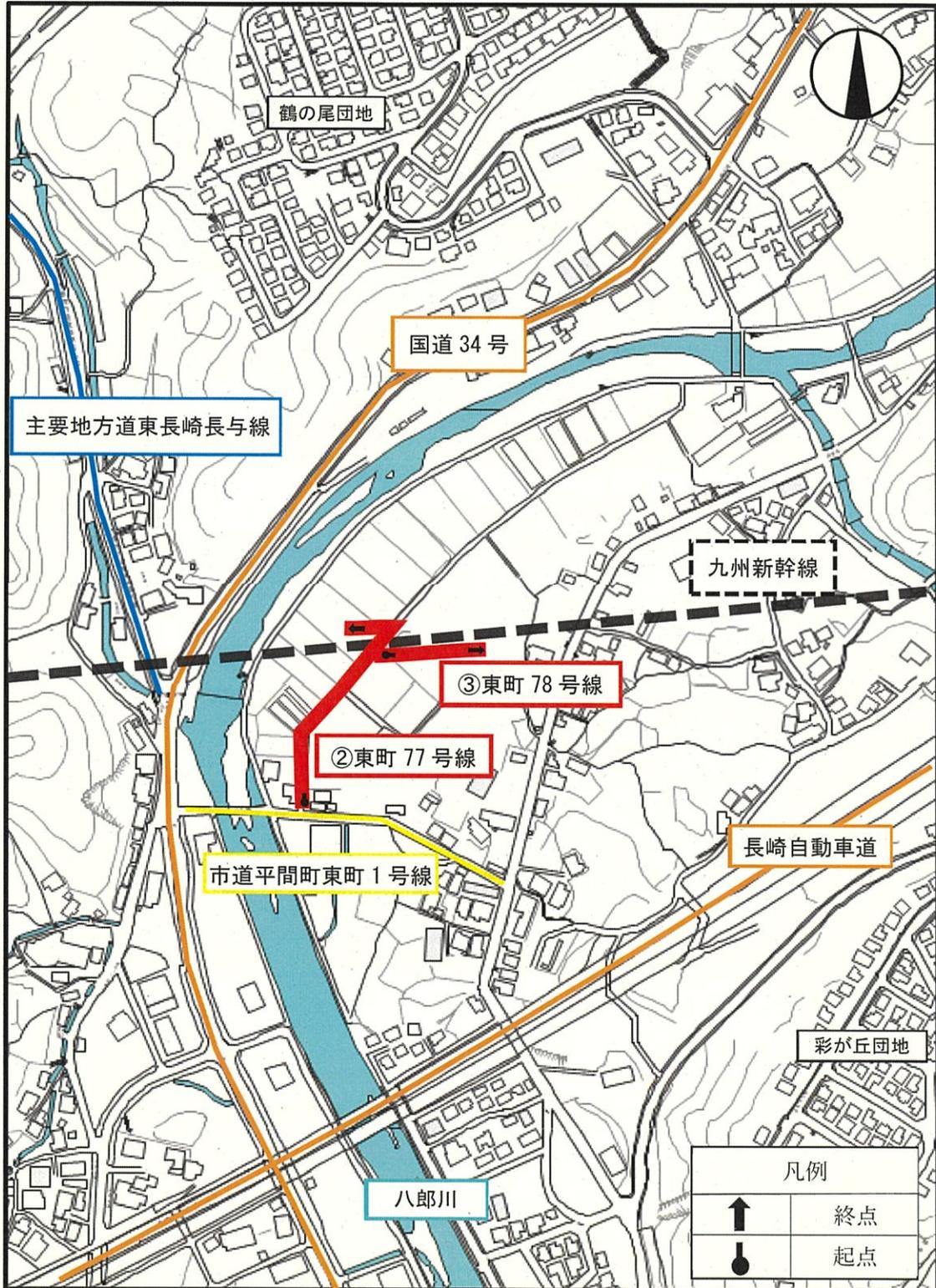


位置図（東長崎地区）

- ②東町 77 号線 ③東町 78 号線 ④松原町古賀町 2 号線 ⑤古賀町 32 号線 ⑥中里町 46 号線



②東町 77 号線 ③東町 78 号線



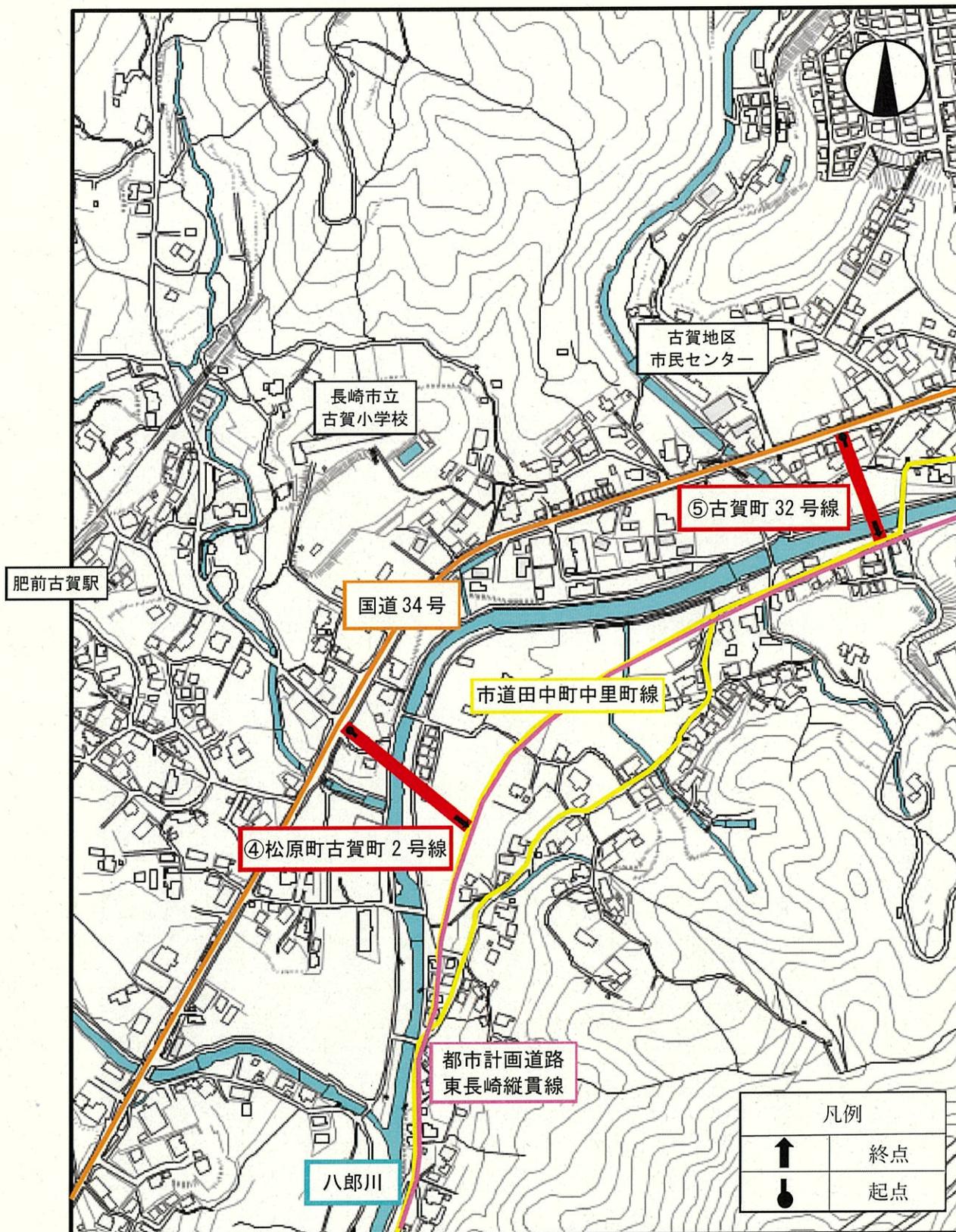
②東町 77 号線（現況写真） 道路延長 157.3m



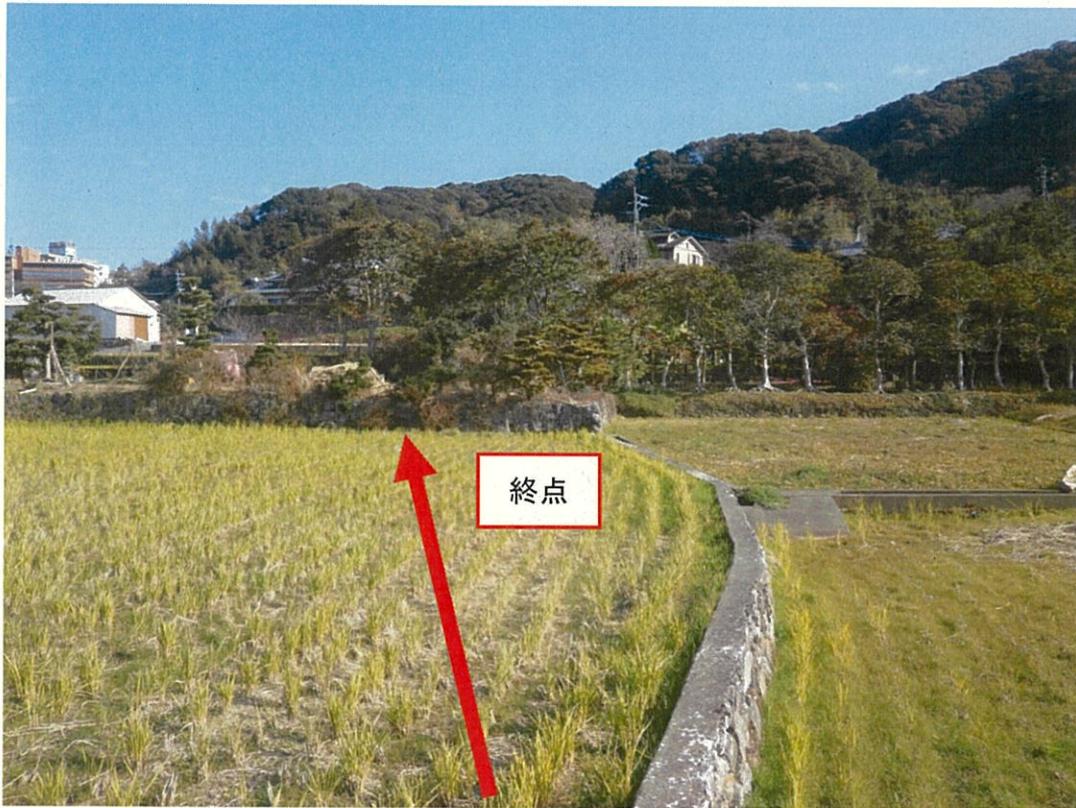
③東町 78 号線（現況写真） 道路延長 70.0m



④松原町古賀町 2 号線 ⑤古賀町 32 号線



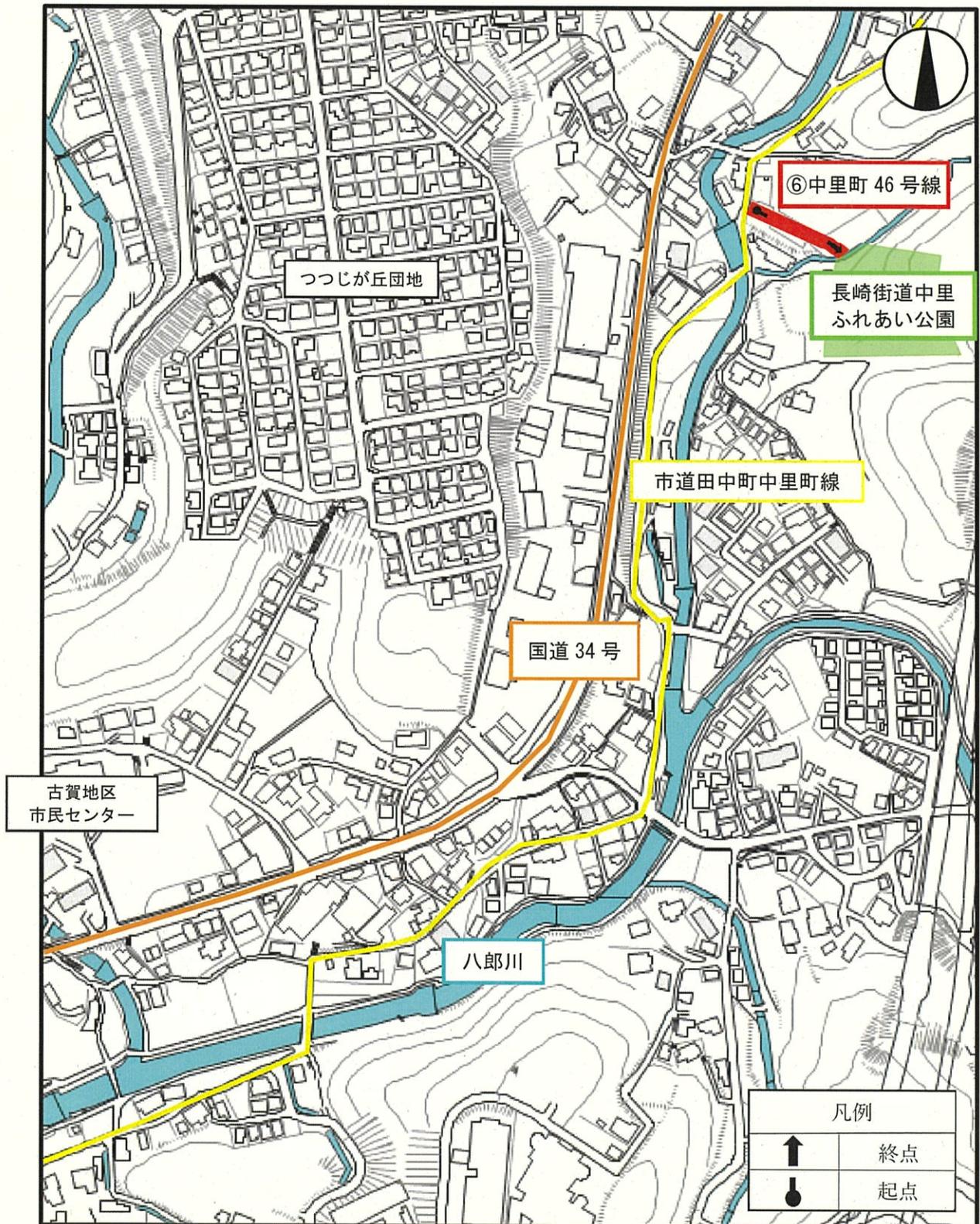
④松原町古賀町 2 号線（現況写真） 道路延長 127.0m



⑤古賀町 32 号線（現況写真） 道路延長 93.0m



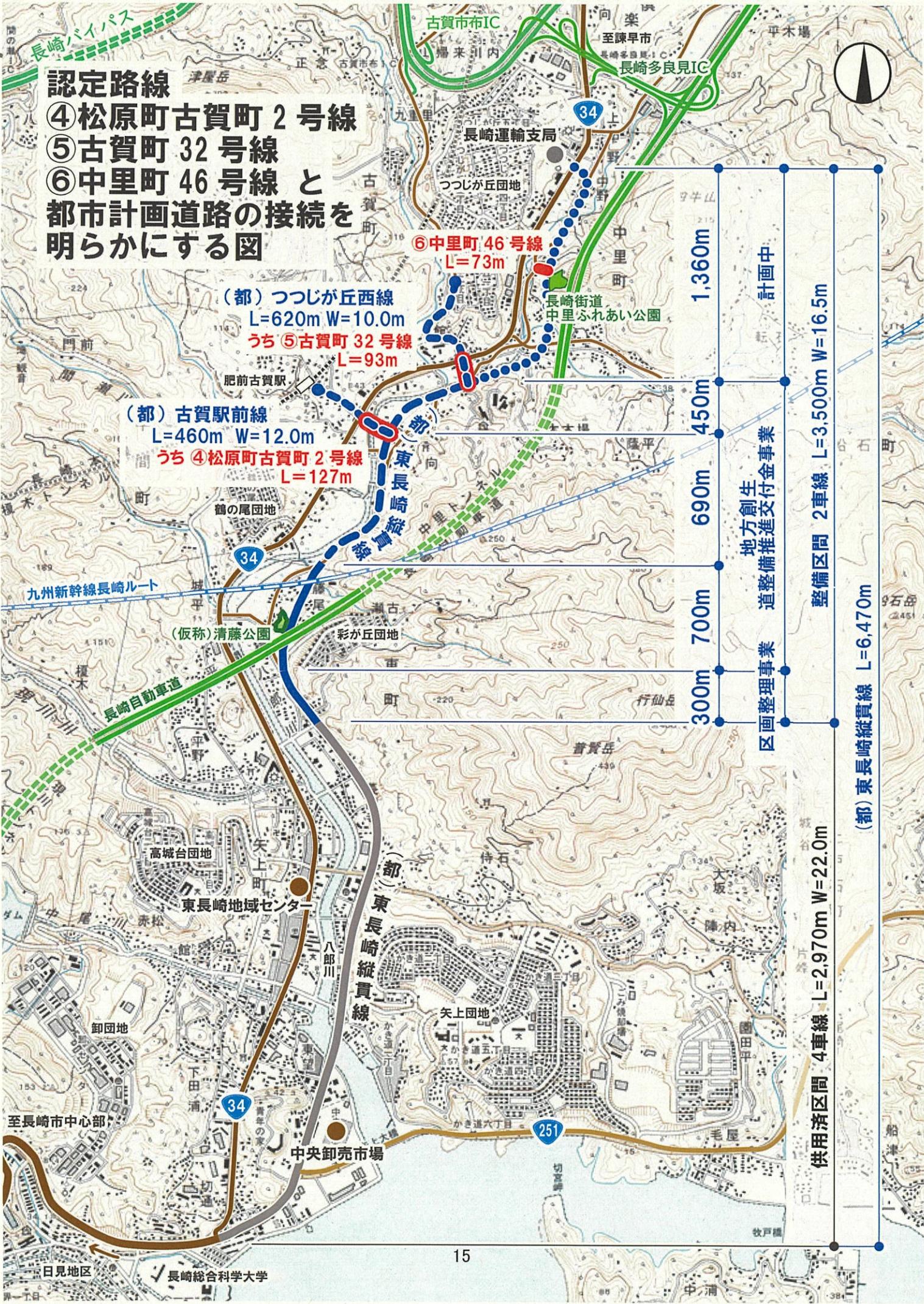
⑥中里町 46 号線



⑥中里町 46 号線（現況写真） 道路延長 73.0m



認定路線
④松原町古賀町2号線
⑤古賀町32号線
⑥中里町46号線 と
都市計画道路の接続を
明らかにする図



4 道路法及び道路法施行規則（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の認定の公示）

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（道路に関する費用の補助）

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

○道路法施行規則

（路線の認定等の公示）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。